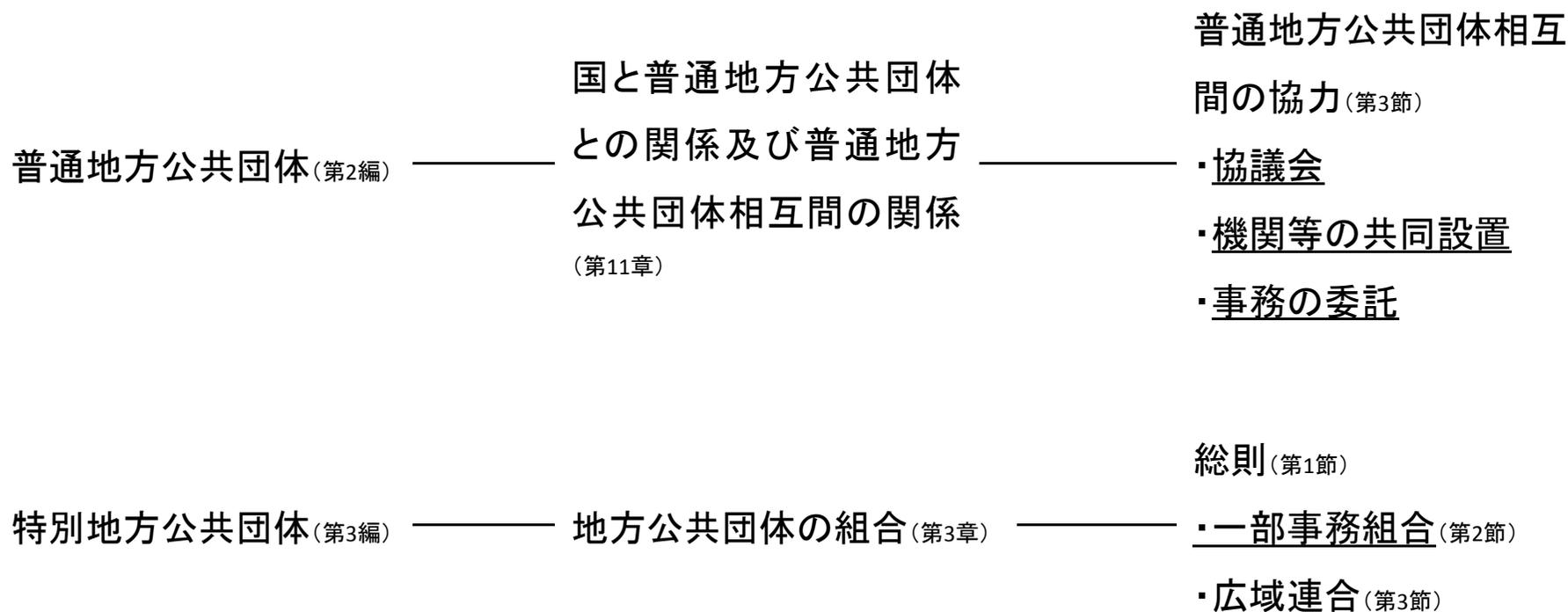


広域連携等について

地方自治法の共同処理の規定

- 現在の地方自治法においては、共同処理の制度ごとに、規約の手續や必要的記載事項等が定められている。

地方自治法の構成



現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度	制度の概要
<p data-bbox="181 427 215 852">法人の設立を要しない簡便な仕組み</p> <p data-bbox="230 403 645 539">協議会</p> <p data-bbox="230 571 645 707">機関等の共同設置</p> <p data-bbox="230 738 645 874">事務の委託</p>	<p data-bbox="712 403 2029 539">地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p> <p data-bbox="712 571 2029 707">地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p> <p data-bbox="712 738 2029 874">地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>
<p data-bbox="181 970 215 1294">別法人の設立を要する仕組み</p> <p data-bbox="230 970 645 1106">一部事務組合</p> <p data-bbox="230 1145 645 1281">広域連合</p>	<p data-bbox="712 970 2029 1106">地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p> <p data-bbox="712 1145 2029 1281">地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
		広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
協議会	191	31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

平成24年7月1日現在：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による

共同処理制度の比較

一部事務組合 広域連合

- 設置等の協議については、構成団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置には総務大臣又は都道府県知事の許可を要する。
- 法人格を有する。
- 一部事務組合・広域連合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務でなくなる。
- 一部事務組合・広域連合は条例等の制定権を有する。

事務の委託

- 委託等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 委託したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 委託することとされた事務は、委託した地方公共団体において処理すべき事務でなくなる。
- 規約において、委託した地方公共団体に対する管理・執行に係る情報提供等について規定することは可能である。
- 別に規約で定めるものを除き、受託した地方公共団体は、当該地方公共団体の条例等により事務を処理する。

機関等の共同設置

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。
- それぞれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理する。

協議会 (管理執行協議会)

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 法人格を有しない組織を有する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。(各関係地方公共団体の長等の名において事務を管理執行。)
- いずれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理することとするかは、規約により定める。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について

調査概要

全市町村(政令市を除く1,699団体。)を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。(平成24年12月31日現在)

◇共同処理を実施する上での問題点

現在、事務の共同処理を実施する上での問題点については、

- 一部事務組合、広域連合については、「課題がある」とする市町村の割合が高く、その課題として、「迅速な意思決定が困難である」こと、「構成団体の意見が反映されにくい」ことが多く選択されている。
- 協議会、機関等の共同設置、事務の委託については、「課題がある」とする市町村において、各共同処理の方式の課題として、
 - ・ 協議会は、「迅速な意思決定が困難である」ことが多く選択されている。
 - ・ 機関等の共同設置は、「その他」の問題点として、幹事となる市町村の負担が大きいことなどが挙げられている。
 - ・ 事務の委託は、「構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である」ことが多く選択されている。

共同処理の方式	実施市町村数	課題がある	共同処理の問題点(複数回答可)						特に課題はない
			迅速な意思決定が困難である	構成団体の意見が反映されにくい	責任の所在が不明確である	構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である	その他		
一部事務組合	1,623	526 <32.4%>	413 (78.5%)	218 (41.4%)	79 (15.0%)	61 (11.6%)	49 (9.3%)	1,097 <67.6%>	
広域連合	1,578	412 <26.1%>	271 (65.8%)	176 (42.7%)	102 (24.8%)	41 (10.0%)	43 (10.4%)	1,166 <73.9%>	
協議会	664	174 <26.2%>	149 (85.6%)	61 (35.1%)	32 (18.4%)	14 (8.0%)	15 (8.6%)	490 <73.8%>	
機関等の共同設置	708	109 <15.4%>	74 (67.9%)	28 (25.7%)	21 (19.3%)	14 (12.8%)	16 (14.7%)	599 <84.6%>	
事務の委託	1,106	145 <13.1%>	69 (47.6%)	56 (38.6%)	22 (15.2%)	27 (18.6%)	24 (16.6%)	961 <86.9%>	

※ 「課題がある」「特に課題はない」の< >内は、実施市町村数に対する割合

※ 「共同処理の問題点」の()内は、「課題がある」とした市町村数に対する割合

○ 「その他」の自由記述欄に記載された主な内容

- ・ 「機関等の共同設置」では、幹事となる市町村の負担が大きい、構成市町村それぞれの事務処理に違いがある場合の処理が煩雑
- ・ 「事務の委託」では、費用負担の調整が困難である、対等の立場で協議ができていないなどの問題点が挙げられている。

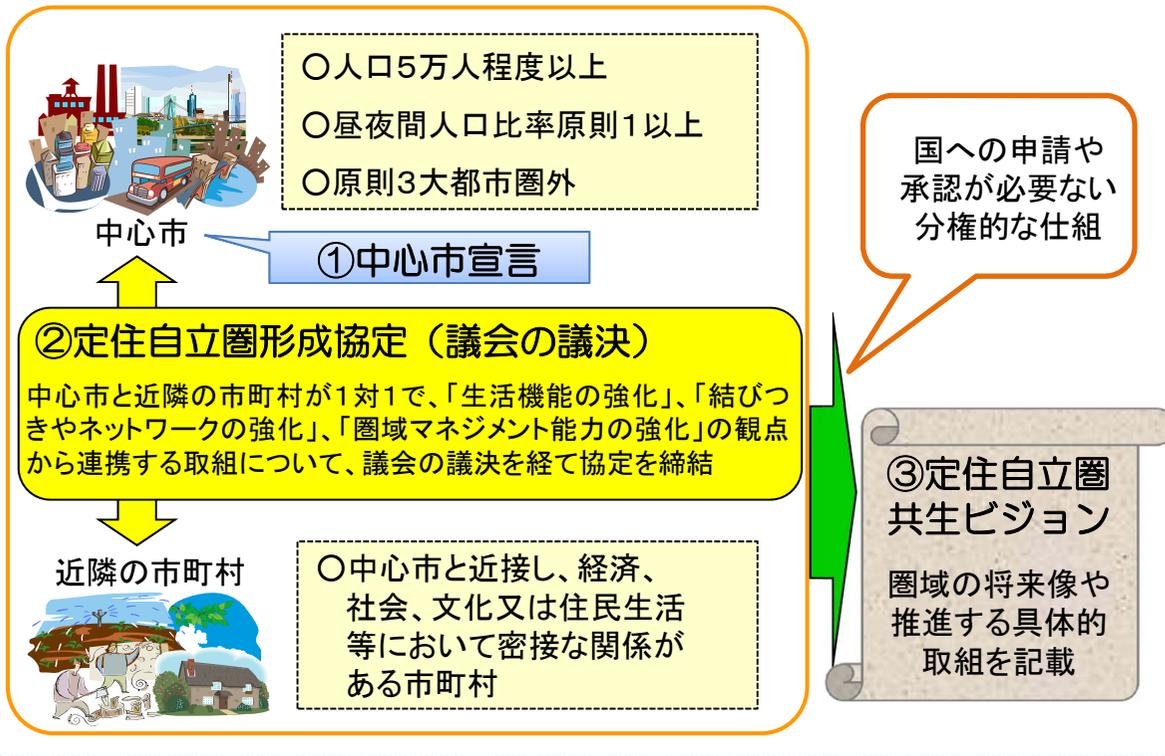
中心市と近隣の市町村の連携①

○ 定住自立圏構想

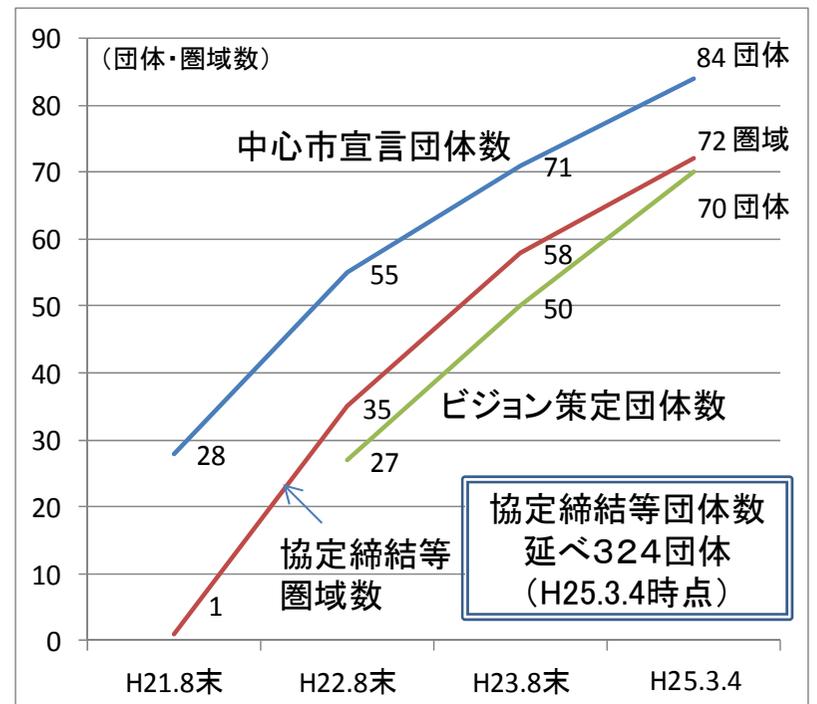
基本的考え方～集約とネットワーク化

中心市と近隣の市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き



定住自立圏構想の取組状況



中心市と近隣の市町村の連携③

○ 南信州定住自立圏における中心市の主なメリット (飯田市からの聞き取りによる)

○ 南信州定住自立圏の事例では、救急医療体制の確保や産業センターの運営による産業振興、公共交通の利便性の向上、図書貸出の利便性の向上など、圏域全体のメリットのみならず、中心市にもメリットのある取組となっている。(臨時的・緊急的課題への対応において、中心市が担う圏域全体のマネジメントがしやすくなったというメリットも生じている。)

○ 救急医療体制の確保

圏域の中核病院として市立病院が位置づけられ、一次医療、二次医療を担う病院、医院等との役割分担により圏域医療を支えていく仕組みが明確化した。

○ 産業センターの運営による産業振興

産業センター(圏域内の中核的産業支援機関)を運営し、工業製品の測定機器の整備を進めたり、新たな産業クラスターの形成や共同受発注グループによる新製品開発の支援を行うことで、産業振興を推進した。

○ 公共交通の利便性の向上

JR飯田線や中心市街地、飯田市立病院への接続を軸とした、地域公共交通ネットワークを構築することで、近隣の町村との間における公共交通の利便性が向上した。

○ 図書貸出の利便性の向上

圏域内の各図書館の所蔵内容、貸出状態が一目でわかり、希望する図書の予約ができるようになったことから、飯田市民による他町村の図書の貸出が増加し、圏域全体の図書の活用が図られた。

※ このほか、リーマンショックへの対応として、関係町村と足並みをそろえた雇用奨励補助金を制度化することで、高校卒業者の圏域内企業への就職を支援し、圏域全体の雇用環境の整備を進めるなど、中心市が担う圏域全体のマネジメントがしやすくなったというメリットも生じている。

中心市と近隣の市町村の連携④

○ その他の圏域における中心市のメリット (取組自治体からの聞き取りによる)

○ 圏域医療体制の充実

中核病院と診療所の機能分担を徹底し、行政と住民団体との協働による適正受診の啓発を推進するとともに、夜間急病センターにおける小児科の運営を近隣の市町村と共同で行うことによって、中核病院の夜間や休日の救急患者数が減少した。
＜宮崎県北定住自立圏(延岡市)＞

○ 消費生活相談の充実

消費生活に関する相談業務を、中心市の消費センターを拠点として圏域全体で運営することによって、多様化する消費生活問題についての事例やノウハウを広域的に共有することが可能となった。
＜宗谷定住自立圏(稚内市)＞

○ 圏域ブランドの構築

地域の特色である「食」や「農林漁業」を柱とした産業政策「フードバレーとかち」を圏域の町村と一体となって取り組むことにより、十勝全体の魅力向上につながっている。
＜十勝定住自立圏(帯広市)＞

○ 公共交通ネットワークの構築

中心市と県庁所在地の間を結ぶ直行バス(フェリー乗船時の乗換え無し)を運行するとともに、中心市と近隣の市町村をつなぐ路線バス等と接続調整することにより、圏域を訪れる人の流れの創出や地域住民の利便性の向上が図られた。
＜大隅定住自立圏(鹿屋市)＞

○ 移住・交流の推進

行政・民間企業・宅建協会が連携し、圏域の空き家に関する情報をホームページで公開することによって、圏域全体として効果的に情報発信を行うことが可能となり、移住希望者が増加した。
＜ちちぶ定住自立圏(秩父市)＞

定住自立圏形成協定と地方自治法上の共同処理の制度

- 定住自立圏形成協定は、地方自治法第96条第2項に基づき議会の議決を経て、地方自治体相互の合意に基づき役割分担を定めた協定という形式をとるもの。
- 法律上、本協定を位置付けるものは存在しないため、私法上の契約行為となる。
- 定住自立圏形成協定は協力関係全般に関するものであるが、実際に事務の共同処理を実施していくにあたり、その内容に応じて別途地方自治法上の共同処理の制度に係る規約を定める必要がある。

○ 地方自治法上の共同処理の制度を活用している事例

No.	都道府県	定住自立圏	中心市	連携市町村	定住自立圏協定に基づく取組	地方自治法上の共同処理の制度を活用している事務	方式
1	山形県	山形定住自立圏	山形市	上山市 天童市 山辺町 中山町	休日・夜間における診療体制の充実 子育て支援センターの相互利用 産学連携交流会の拡大 消防事務の受委託 等	消防事務	事務の委託 (山形市←山辺町・中山町)
2	三重県	旧員弁郡定住自立圏	いなべ市	東員町	災害医療体制整備 員弁地区介護認定審査会 手話通訳等派遣 教育研究所設置・運営 等	手話通訳等派遣事務	事務の委託 (いなべ市←東員町)
						介護認定審査会	機関等の共同設置 (いなべ市・東員町)
3	鳥取県 島根県	中海圏域定住自立圏	米子市 松江市	境港市 安来市	圏域内体育・文化施設の相互利用 学校給食への特産食材使用 環日本海定期貨客船支援 汚水処理事務 等	汚水処理事務	事務の委託 (米子市←安来市)

地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携について

- 地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携について、青森県、山梨県、和歌山県、愛媛県、熊本県及び各県内市町村においては、以下の事例が多く見られた。

(消防相互応援協定(消防組織法第39条)等法令上の制度に基づくものを除く。)

- ※ 上記5県に対し、地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携(事実上の協議会、任意組織による協力、自主的な協定、覚書、申し合わせ、私法上の委託等)の状況について照会を行った。(平成24年7月1日現在)

○ 厚生福祉

例 病院群輪番制運営

(休日、夜間の救急患者を受け入れる病院の確保、補助金の交付を実施。)

など

○ 環境衛生

例 不法投棄対策

(不法投棄対策のため連携を強化し、広域的監視活動や啓発活動を実施。)

など

○ 交通輸送施設

例 道路整備推進

(道路整備等を促進するための要望活動を実施。)

など

地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携の事例

山梨県においては、平成17年より県と県内全市町村を構成団体として山梨県小児救急医療事業推進委員会を共同して設置。

○ 目的

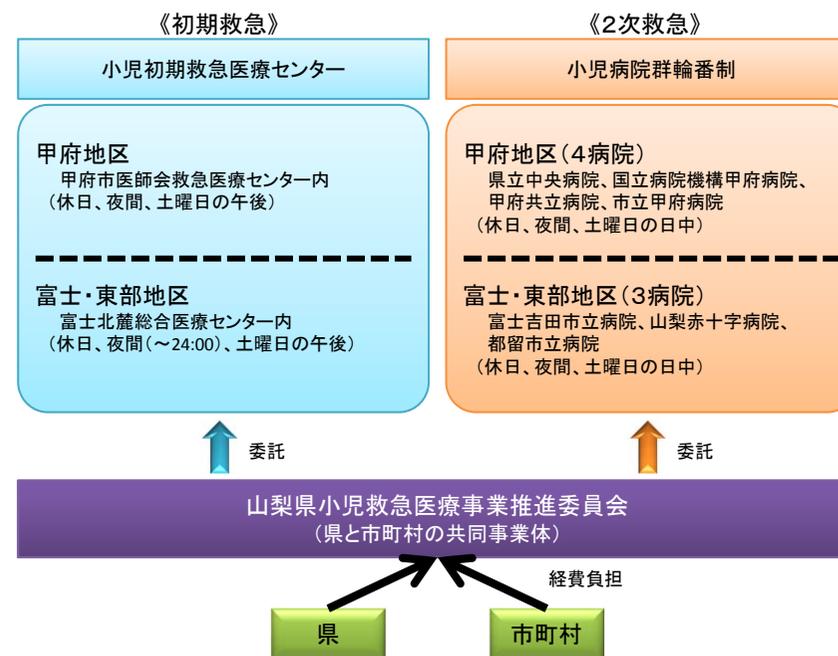
推進委員会は、小児救急医療体制の整備に対する県民の需要が増大していることから、全県を対象とする小児救急医療事業の実施について、効果的かつ安定的な運用を図ることを目的とする。

○ 事業概要

全県を対象とする次の小児救急医療事業などを実施

- ・ 初期救急対応として、小児初期救急医療センター事業（小児科医（病院勤務医や開業医）が交代で出務し、初期救急患者を受け入れるもの）の実施
- ・ 小児初期救急医療センター患者に関する二次救急対応として、小児病院群輪番制の実施

など



○ 推進委員会の構成

県福祉保健部長、県内全市町村長を委員として構成 会長1名、副会長2名、監事2名(いずれも委員の中から選任)

○ 推進委員会での協議事項

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 経費負担に関する事項
- (5) その他事業に関する事項

山梨県資料により作成

広域連携に関する検討の視点

- 「大都市制度についての専門小委員会中間報告」において、「定住自立圏の中心市と周辺市町村との間における都市機能の分担をはじめ、自治体間での柔軟な連携を可能とする仕組みについて、制度化する方法を基礎自治体についての議論と併せて検討する。」とされていることについて、どう考えるか。
 - 現行の地方自治法上の共同処理による市町村間の広域連携の仕組みについては、方式が限定的に定められ、その効果が規定されている点について、どう考えるか。
 - 定住自立圏の場合、地方の中心市と近隣市町村の間で、適切な役割分担を行い、圏域全体の連携を進めていくため、共同処理する事務の内容に応じて、個々の事務ごとに広域連携の制度に係る規約を定めるという方式について、どう考えるか。
 - 柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、市町村間の合意を形成する手続きや合意内容が実行されない場合の調整の仕組みについて、どう考えるか。

過疎法における都道府県代行制度

- 過疎地域自立促進特別措置法において、
 - ① 基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道等で国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したもの
 - ② 市町村が管理する公共下水道で国土交通大臣が指定したもの
 について、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることを規定。
- 対象地域数：921（対象都道府県数45、対象市町村数775）（平成24年4月1日現在）
- ※ 基幹道路については、豪雪地帯対策特別措置法、半島振興法、山村振興法においても同様の規定がある。

都道府県代行制度の適用件数の推移

年度		平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
道路	市町村道	153	135	119	99	81	62	50
	農道	105	79	59	52	45	38	32
	林道	193	200	188	176	163	158	148
	漁港関連道	0	0	0	0	0	0	0
	合計	451	414	366	327	289	258	230
下水道	新規	4	0	4	5	0	0	0
	新規及び継続	49	34	37	34	18	10	5

出典：「過疎対策の現況」（平成23年10月）

市町村から都道府県への事務委託

- 市町村から都道府県に委託されている事務については、公平委員会に関する事務や公務災害に関する事務、下水道に関する事務が多くみられる。
- 東日本大震災の被害を受けた市町村において、災害弔慰金等支給審査会に関する事務、災害廃棄物に関する事務の県への委託が行われている。

区分	事務の名称	委託件数	構成団体等
①数都道府県にわたるもの	競艇事業に関する事務(場外発売事務等)	28	18市1町9組合(滋賀県へ委託)
②都道府県内のもの	児童福祉に関する事務 (児童自立支援施設事務等)	10	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、岡山県、熊本県(9府県)
	介護認定審査に関する事務	8	京都府
	災害弔慰金等支給審査会に関する事務	16	岩手県、宮城県(2県)
	上水道に関する事務(施設管理事務)	4	広島県
	下水道に関する事務(使用料徴収事務等)	85	茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県(9都府県)
	災害廃棄物に関する事務	25	岩手県、宮城県(2県)
	区画整理に関する事務	1	長崎県
	消防、救急に関する事務	59	東京都、千葉県(2都県)
	職員研修に関する事務	58	福井県、鳥取県、島根県(3県)
	公務災害に関する事務	183	富山県、愛知県、三重県(3県)
	公平委員会に関する事務	1,137	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県(30道県)
	小計	1,614	

(平成24年7月1日現在:総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による)

※ 市町村の事務を都道府県に委託する場合には、現行法の事務委託の制度において、どのような事務を対象となしうるのかという点に関しては、都道府県に事務を処理する体制がなく、かつ、管理執行の職員をあらたに置かない限りできない場合、かかる事務は委託にふさわしくないものと考えられる。

カナダにおける固定資産税に係る資産評価体制（ブリティッシュ・コロンビア州の例）

1 公社設立の背景

- ブリティッシュ・コロンビア州では、市町村が固定資産税の評価を行っていたが、州内の評価方法の統一のため、1974年に評価公社法に基づき「ブリティッシュ・コロンビア州評価公社 (British Columbia Assessment Authority:BCAA)」が設立され、同公社が州内の評価事務を一括して実施

2 公社の組織

- 州任命の理事12名から成る理事会が、公社の方針決定や運営の責任を有する
- 理事会任命の長官が、公社運営を統括する
- 本社と16の地域事務所。約650名の常勤職員
- 固定資産への税が主たる財源（全体の9割以上）

3 評価及び課税の事務分担

- 州...評価法の改正等、固定資産税制度の企画立案（非課税措置、課税の特例措置の設定を含む。）
- BCAA ...評価における具体の算定方法の策定と評価事務の実施
- 市町村...税率決定を通じた最終的な税負担の決定、徴収事務

4 評価事務の流れ

- ① 毎年 BCAAが評価額算定
- ② 12月31日まで BCAAが評価台帳を調製、市町村へ送付（納税者にも評価額を通知）
→市町村は歳出予算額と総評価額から逆算して税率を決定
- ③ 6月頃 市町村が納税通知書を納税者に送付

※ 出典:BCAAホームページ、山崎一樹「カナダにおける固定資産税の評価について」地方税1999年10月号

※ 州内に市町村が組織されていない地域については、州が賦課徴収を実施している。

※ カナダでは、ブリティッシュ・コロンビア州以外にも、例えば、オンタリオ州では法律に基づいて設立された法人が評価し、アルバータ州では多くの自治体で評価について民間委託が行われている。

地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合、任意組織一覧 ①

道府県名	地方税業務の開始日	一部事務組合等の名称	一組・広域・任意組織の別	団体数	全県・地域の別	都道府県加入の有無	備考	滞納整理以外の共同処理事務
北海道	H16. 4. 1	渡島・檜山地方税滞納整理機構	一部事務組合	17	地域	—		
北海道	H19. 4.24	後志広域連合	広域連合	16	地域	—		
北海道	H19. 4. 1	日高管内地方税滞納整理機構	一部事務組合	7	地域	—		
北海道	H19. 4. 1	十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構	一部事務組合	19	地域	—		
北海道	H19. 4. 1	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	一部事務組合	11	地域	—		
北海道	H21. 4. 1	上川広域滞納整理機構	一部事務組合	8	地域	—		
青森県	H19. 4. 1	青森県市町村総合事務組合	一部事務組合	32	地域	—		
岩手県	H18.10. 1	岩手県地方税特別滞納整理機構	任意組織	34	全県	○		
宮城県	H17. 4. 1	仙南地域広域行政事務組合	一部事務組合	9	地域	—		
宮城県	H21. 4. 1	宮城県地方税滞納整理機構	任意組織	25	地域	○		
秋田県	H22. 4. 1	秋田県地方税滞納整理機構	任意組織	26	全県	○		
福島県	H22. 2.22	福島県会津地域地方税滞納整理機構	任意組織	14	地域	○		
茨城県	H13. 4. 1	茨城租税債権管理機構	一部事務組合	44	全県	—		
栃木県	H19. 4. 1	栃木県地方税滞納整理推進機構	任意組織	27	全県	○		
千葉県	H19. 4.18	千葉県滞納整理推進機構	任意組織	55	全県	○		
神奈川県	H 8. 7.15	神奈川県地方税収対策推進協議会	任意組織	34	全県	○		
新潟県	H21. 4. 1	新潟県地方税徴収機構	任意組織	30	地域	○	加茂市を除く全市町村	
石川県	H24. 4. 1	石川県中央地区地方税滞納整理機構	任意組織	4	地域	○		
福井県	H21. 3.18	福井県地方税滞納整理機構	任意組織	18	全県	○		
山梨県	H20. 3.19	山梨県地方税滞納整理推進機構	任意組織	28	全県	○		
長野県	H22.12.27	長野県地方税滞納整理機構	広域連合	78	全県	○		
静岡県	H20. 1.10	静岡県地方税滞納整理機構	広域連合	36	全県	○		
愛知県	H24. 4. 1	愛知県地方税滞納整理機構	任意組織	48	地域	○		
三重県	H16. 4. 1	三重地方税管理回収機構	一部事務組合	29	全県	—		

地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合、任意組織一覧 ②

道府県名	地方税業務の開始日	一部事務組合等の名称	一組・広域・任意組織の別	団体数	全県・地域の別	都道府県加入の有無	備考	滞納整理以外の共同処理事務
滋賀県	S36. 4. 1	甲賀広域行政組合	一部事務組合	2	地域	—		
滋賀県	H20. 4. 1	滋賀地方税滞納整理機構	任意組織	20	全県	○		
京都府	H22. 1. 1	京都地方税機構	広域連合	26	地域	○	京都市を除く全市町村	法人住民税、法人事業税申告書の受付等
和歌山県	H18. 4. 1	和歌山地方税回収機構	一部事務組合	30	全県	—		
鳥取県	H10. 4. 1	鳥取中部ふるさと広域連合	広域連合	5	地域	—		固定資産評価に係る不服審査等
鳥取県	H22. 4. 1	鳥取県地方税滞納整理機構	任意組織	20	全県	○		
岡山県	S33. 4. 1	岡山県市町村税整理組合	一部事務組合	23	地域	—		
岡山県	H21. 4. 1	岡山県滞納整理推進機構	任意組織	28	全県	○		
広島県	H18. 4.28	広島県地方税徴収対策推進協議会	任意組織	24	全県	○		
徳島県	H18. 4. 1	徳島滞納整理機構	一部事務組合	24	全県	—		
香川県	S46. 4. 1	大川広域行政組合	一部事務組合	2	地域	—		
香川県	S46. 4. 1	三観広域行政組合	一部事務組合	2	地域	—		
香川県	S47. 4. 1	中讃広域行政事務組合	一部事務組合	5	地域	—		
香川県	H17. 8. 1	香川滞納整理推進機構	任意組織	21	全県	○		
愛媛県	H18. 4. 1	愛媛地方税滞納整理機構	一部事務組合	20	全県	—		
高知県	H16. 4. 1	高幡広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	6	地域	—		
高知県	H20. 4. 1	幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	6	地域	—		
高知県	H24. 4. 1	南国・香南・香美租税債権管理機構	一部事務組合	3	地域	—		
佐賀県	H21. 4. 1	佐賀県滞納整理推進機構	任意組織	18	地域	○	佐賀市、鳥栖市、基山町を除く全市町	
長崎県	H21. 4. 1	長崎県地方税回収機構	任意組織	22	全県	○		

(注記) 域内の全市町村が加入している組織及び都道府県が加入している組織を網掛けとしている。

(出所) 一部事務組合・広域連合については、総務省自治税務局企画課『地方税の収納・徴収対策等に係る調査』による。
任意組織については、『税』(2012年12月号)に掲載された団体をもとに、各ホームページや団体への聞き取りによる。